

介護に関する休暇制度等一覧

令和7年10月現在

種類	介護を必要とする期間	
	6月	3年
休暇（無給）	第1号介護休暇 (3回を超えず、かつ通算6月の範囲内) (給与は、取得時間数に応じて、翌月の給与から減額)	
休暇（無給）		第2号介護休暇【第1号介護休暇を取得できない場合に限り】 (6月を単位として職員1人につき2年6月の範囲内) (給与は支給されない)
休暇（無給）	介護時間	(連続3年の期間内において、1日2時間の範囲内) (給与は、取得時間数に応じて、翌月の給与から減額)
休暇（無給）	介護支援部分休暇【14時間10分～19時間20分/週の4パターンの取得】(給料は、取得時間数に応じて、翌月の給料から減額)	
特別休暇（有給）	短期介護休暇【要介護者の介護・世話】(1の年において5日の範囲内(要介護者が2人以上の場合は10日))	
特別休暇（有給）	家族看護等休暇【職員以外に看護者いない場合の家族の看護】(1の年において5日の範囲内) <small>※義務教育終了前の子等を養育する職員が当該子の看護を行う場合は、他に看護者がいる場合であっても可 義務教育終了前の子等が2人以上の場合は、当該子の看護のために5日加算</small>	
その他	早出遅出勤務・休憩時間の短縮【介護】(早出遅出：1時間30分の範囲内で勤務時間を繰上げ・繰下げ)(休憩短縮：休憩時間が45分を超えて置かれている場合に限り)	
その他	介護を行う職員が請求した場合の時間外勤務の原則禁止	
その他	介護を行う職員が請求した場合の時間外勤務の制限・深夜勤務の原則禁止	

※上記の制度（家族看護等休暇を除く。）における対象となる要介護者とは、重度の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で、範囲は次のとおりです。（介護保険法に係る要介護認定を受けている必要はありません。）

- 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 1親等の親族又は2親等の親族
- 配偶者の父母の配偶者で職員と同居（職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。）しているもの

